

障害者等用駐車場に関する沖縄県の取組み

1 「車いす使用者用駐車施設」の設置義務

沖縄県福祉のまちづくり条例において、官公庁舎及び床面積の合計が200㎡以上の福祉・医療・教育文化の施設、商業店舗等においては、一定数の「車いす使用者用駐車施設」の設置を義務付け。

※ 「車いす使用者用駐車施設」の設置義務数

全駐車台数	車いす使用者用駐車施設数
1～50	1区画以上
51～100	2区画以上
101～150	3区画以上
151～200	4区画以上
200以上	全駐車台数×1%+2台以上

※ 幅は350センチメートル以上。

※ 運用上、車いす使用者のほか、高齢者、妊産婦、その他の障害により、移動の際に特別な配慮が必要な人も対象としている。

2 「車いす使用者用駐車施設」の適正利用に向けた取組み

(1) ポスター、リーフレット、動画による普及啓発



※ ポスター、リーフレット
学校、商業施設等に配布、掲示依頼。



※ 動画
 県ホームページに掲載
 各種イベント等での放映

(2) 普及啓発イベント、学習会の開催



※ 普及啓発イベント
 (イオンモール沖縄ライカム)
 ※ その他、小学生向けの体験学習会を
 開催

3 ヘルプマークの導入

内部障害、発達障害、難病、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくすることを目的としたマーク。

沖縄県では、平成30年10月から導入。

